

中野区教育委員会会議録 平成26年第12回定例会

○開会日 平成26年4月25日(金)

○場 所 中野区教育委員会室

○開 会 午前 10時00分

○閉 会 午前 10時50分

○出席委員

中野区教育委員会委員長	小 林 福太郎
中野区教育委員会委員	渡 邊 仁
中野区教育委員会委員	高 木 明 郎
中野区教育委員会教育長	田 辺 裕 子

○欠席委員

中野区教育委員会委員	大 島 やよい
------------	---------

○出席した関係職員

教育委員会事務局次長	高 橋 信 一
副参事(子ども教育経営担当)	辻 本 将 紀
副参事(学校再編担当)	石 濱 良 行
副参事(学校教育担当)	伊 東 知 秀
指導室長	川 島 隆 宏
副参事(子ども教育施設担当)	伊 藤 正 秀
子ども教育部副参事(子育て支援担当)	黒 田 玲 子

○担当書記

子ども教育経営分野	片 岡 和 則
子ども教育経営分野	高 橋 綾 菜

○会議録署名委員

委員長

小 林 福太郎

委 員

渡 邊 仁

○傍聴者数 12人

○議事日程

[議決案件]

- (1) 第15号議案 平成27年度使用中野区立小学校教科用図書の採択基準等について

[報告事項]

- (1) 委員長、委員、教育長報告事項

- (2) 事務局報告事項

①特別支援教室モデル事業の実施について（学校教育担当）

②平成26年度体験学習選択制に伴う移動教室の実施について（学校教育担当）

③平成26年度海での体験事業の実施について（学校教育担当）

④第3期次世代育成委員の委嘱について（子育て支援担当）

中野区 教育委員会
第 1 2 回定例会
(平成 2 6 年 4 月 2 5 日)

午前10時00分開会

小林委員長

おはようございます。

教育委員会第12回定例会を開会いたします。

本日の委員の出席状況ですが、大島委員が所用により欠席です。

本日の会議録署名委員は、渡邊委員にお願いいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付の議事日程表のとおりです。

なお、本日は事務局報告事項の4番目に関連して、子ども教育部副参事子育て支援担当黒田副参事に出席を求めていますので、ご承知おきください。

ここで、傍聴の方にお知らせをいたします。

本日の事務局報告事項の1番目から4番目までの資料は、いずれも区議会の報告前の資料となりますので、後ほど回収をさせていただきます。

傍聴の方はご退室の際に、事務局へ資料の返却をお願いいたします。

それでは、日程に入ります。

<議決案件>

小林委員長

「平成27年度使用中野区立小学校教科用図書の採択基準等について」を上程いたします。

それでは、議案の説明をお願いいたします。

指導室長

それでは、前回ご協議をいただきました「平成27年度使用中野区立小学校教科用図書の採択基準について」、ご説明をいたします。

まず提案理由ですが、平成27年度から使用いたします区立小学校教科用図書の採択をするに当たりまして、採択基準を定める必要があるためでございます。

1枚おめくりをいただきたいと思っております。

採択基準を定める根拠についてですが、冒頭の3行にありますように、中野区立学校教科用図書の採択に関する規則第2条第2項に基づいて、採択基準を定めるものでございます。

記書き以下、ご説明をいたします。

まず1点目「採択基準」ですが、以下の3点でございます。ポイントだけ申し上げます。

1点目は、学習意欲が喚起されるもの。

2点目として、基礎学力の定着と発展的な学習に応えられる、そういう教科書であること。

そして3点目としては、児童にとって学びやすく、教師にとって教えやすい。そういう教科書であることでございます。

「調査・研究項目」ですが、今の基準に基づいて、次の5点といたします。

1点目が「内容等」、2点目「構成及び分量」、3点目「表記及び表現」、4点目「使用上の便宜」、5点目として「特記すべき事項」でございます。

次に、「区立小学校、児童並びに保護者及び区民からの意見聴取」についてでございます。

まず1点目ですが、区立小学校からの意見聴取を行います。全ての教科書につきまして、先ほどご説明をした調査・研究項目ごとに意見を聴取いたします。

次のページですが、児童からの意見聴取というものも行います。

区立小学校のうち6校を選定いたしまして、例えばA小学校では1年生、B小学校では2年生、C小学校では3年生といった感じで、それぞれ異なる学年の1学級で実施をいたします。

項目については、以下の2点でございます。

最後に、保護者及び区民からの意見聴取についてでございます。

次の五つの施設において開催をいたします教科書展示会の会場に意見用紙をお配りしておきまして、意見箱を設置して、そちらに入れていただくという形になります。

ご意見をいただく項目については、以下のア、イ、ウの3点でございます。

一つが、中野区の子どもにとってどのような教科書が良いかという観点。

二つ目として、教科書採択に当たって教育委員会に望むこと。そして、その他でございます。

説明は以上です。よろしくご審議のほどお願いいたします。

小林委員長

ただいま上程中の議案につきまして、質疑がありましたらお願いいたします。

渡邊委員

保護者及び区民からの意見聴取ということで、こちらの5か所で展示をされるということですが、この5か所に常に同じものが同じ期間置かれるのでしょうか。またその期間とは、何日間ぐらいでしょうか。

指導室長

今回は、採択に当たってこの5か所で展示をいたします。たしか2週間ぐらいだったと思いますが、その期間展示をいたしまして、ご意見をいただくという形になります。

また、この期間についての周知は、別途広報を通じてしたいと思います。

高木委員

今の教科書の展示会場でございますが、旧地域生涯学習館とありますが、現状としては旧ですので、地域生涯学習館としては機能していないという理解をしているのですが、実際には何をやっているのですか。

と申しますのは、展示するときには気軽にという語弊がありますが、区民の方が来られるような形態になっているのかということをお聞きしたいのです。

教育長

私のほうがいろいろ区民の方々の利用について承知をしておりますのでお答えします。

今は学校施設として、日常的に使っております。

ただ施設がホールですとか、視聴覚の部屋ですとか、割と区民の方々が利用しやすいようにできておりますので、目的外使用ということで、校長の許可のもとに一般区民の方がご利用になる場合もありますので、出入口等も施設を変更しておりませんので、出入口も別ということで、区民の方々がおいでになって、わかりやすいような形で、そちらのほうに入っていくということができると思いますので、今のところは展示について支障はないと思っておりますが、一般的な区民の方がご利用される施設ではないものですから、今後についてはいろいろ工夫をしていく必要があると思っております。

高木委員

今の説明で了解いたしましたし、本年度についてこれを変更ということではないのですが、教育センターもあまり便利のいい場所ではないですし、各区立小中学校というのも、地域の方からは通いやすいとは思いますが、その地域の方は知っているのですけれども、ちょっと行きやすいところではないので、将来的には本当にこれがいいのかどうかはちょっとご検討をいただければと思います。

ただ、やはり教科書はボリュームもございまして。我々も採択のたびに一通り読みますけれども、結構大変な作業ですから、展開するだけでスペースも要りますし、実際先ほど1カ所、1、2週間程度ということで、順繰りに回っていくという数も限られますので、なかなか工夫の余地はないかとは思いますが、将来的にはそれをご検討いただければということでございます。

小林委員長

この採択基準について、前回の採択のときと変わっている点があるかどうかをお願いします。

指導室長

変更はございません。

小林委員長

この間、小学校で実際に区内で教科書に関しての何か、使いづらいであるとか、またはその他の支障等が教育委員会に報告されている経緯があったら、教えていただきたいと思います。

指導室長

教科書の仕様につきまして、または内容について使いづらいたとか問題があるとかといったような声は教育委員会には届いてございません。

小林委員長

それから、児童からの意見聴取というのは中野区特有の一つの有効なスタイルかなと個人的には思っているのですが、この点についての成果とか課題とか、もし認識しているところがあれば、教えていただきたいと思います。

指導室長

内容につきまして、膨大な時間をかけて委員の先生方がやっていただいているようなことはできないのですけれども、例えば絵や写真がたくさんあってわかりやすいですかとか、学習した後に確かめる上ではどうですかとか、幾つかの観点があるのですけれども、それを先生のほうで子どもにわかりやすく説明をして、子どもたちの反応を見る。それをまとめて、こちらのほうにご提出をいただいています。

子どもの視点でというところを、先ほどの冒頭の基準にもありますが、子どもにとってわかりやすいのかというところを、リサーチをする上では一つの方法と考えております。

小林委員長

ありがとうございます。

ほかに。

渡邊委員

この点をもう一度お伺いしたいのですけれども、6校を選定してということであったのですけれども、今回予定になるというか、採択の対象となる教科書を使って、1回授業を

行ってみるといわけではないのですか。

指導室長

教科書はたくさんありますので、子どもにざっと見てもらって意見をもらうという形で
ございます。

小林委員長

ほかによろしいでしょうか。

それでは、ほかには質疑がないようでしたら、これで質疑を終結したいと思います。

それでは、簡易採決の方法により採決を行いたいと思います。

ただいま上程中の第 15 号議案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小林委員長

ご異議ありませんので、原案のとおり決定をいたしました。

以上で、議決案件の審議を終了いたします。

<報告事項>

<委員長、委員、教育長報告>

小林委員長

次に、報告事項に移ります。

まず、委員長、委員、教育長報告です。

4月18日の第11回定例会以降の委員の活動について、各委員から報告がありましたら
お願いいたします。

私からは特にございません。

渡邊委員

私も特にございません。

小林委員長

高木委員。

高木委員

一昨日の4月23日午後、江古田小学校のキッズ・プラザを訪問してきました。私どもの
国際短期大学では3年前から、小学校さんとはもっと前からなのですが、キッズ・プラザ
とも連携しまして、学生が行って、子どもたちにキッズ・プラザの時間帯で英語を教える
という活動を月1回程度展開しております。

平成 26 年度の活動内容の確認というか打合せということで、英語担当の教授と、あと学生、ゼミの代表 1 人と行って、所長の大場さんといろいろお話をしてきました。

もちろんお話自体は、私は付添いのようなもので、学生と担当の教員がやっていたのですけれども、キッズ・プラザはなかなか行く機会がないので、毎回行くたびに興味深く見させていただいているのですが、キッズ・プラザの中は比較的広いですが、校庭は正直申し上げてあまり広くないのですが、大場所長さんも言っていたように、江古田小の子どもは皆外遊びが好きで、すぐ外に行って活発に運動をしていました。

またスタッフの方や子どもたちも元気に挨拶をしてくれて、キッズ・プラザは学校本体ではないですけれども、非常にうまくいっているなという感想を持ちました。

私からは以上です。

小林委員長

それでは、教育長。

教育長

特にございませぬ。

小林委員長

そのほか、何か補足、質問、ご発言ありますでしょうか。

(発言する者なし)

小林委員長

それでは、ご発言がないようでしたら、次に事務局報告に移ります。

<事務局報告>

小林委員長

事務局報告事項の第 1 番目、「特別支援教室モデル事業の実施について」の報告をお願いいたします。

副参事（学校教育担当）

それでは、特別支援教室のモデル事業の実施につきましてご報告いたします。

まず「目的」でございますけれども、現在情緒障害ですとか発達障害のあるお子さんにつきましては、情緒障害等の特別支援学級で通級による指導を受けてございます。

平成 28 年度からは、そういった児童に対するきめ細やかな指導ですとか、巡回指導員と在籍学級の担任との緊密な連携、そういったことを図るために、各小学校に特別支援教室というものを設置しまして、現在お子さんが通ってくる形ですけれども、今度は教員が見

童の在籍校に出向いて指導を行うという、巡回指導を開始する予定でございます。

これに先立ちまして、特別支援教室のモデル事業を実施して、平成 28 年度からの本格実施に向けた検討を行うということが目的でございます。

2 番目「検証課題」につきましては、記載のとおり指導の開始とか、終了等の手続の方法、それとお子さんごとの障害状況のより有効な指導方法、こういったことを検証したいと考えてございます。

3 番目、実際の実施方法でございますが、現在上高田小学校に通級指導学級がございまして、その児童を対象にしまして、この上高田小学校を拠点に、通級の教員が近隣の新井小学校、江古田小学校、江原小学校に出向いて、お子さんの在籍校での巡回指導を実施するというものでございます。

4 番目「実施時期」でございますけれども、本年平成 26 年 10 月から 27 年 3 月まで、半年間実施したいと考えてございます。

実施までのスケジュールは記載のとおりでございます。今後は通級の児童の保護者ですとか、在籍校の保護者への説明なども行って、10 月からモデル事業を実施したいと考えてございます。

最後、教員でございますけれども、拠点校からつくりました上高田の通級指導学級から各学校へ出張するというふうに考えてございます。

報告は以上でございます。

小林委員長

ただいまの報告につきまして、質問等ご発言がありましたらお願いいたします。

渡邊委員

確認なのですけれども、こちらは特別支援学級を設けている学校に通っている特別支援を必要とする児童以外に、普通級に通われている特別支援を要するだろうと思われる児童に対する指導という考え方でよろしいのでしょうか。

副参事（学校教育担当）

このモデル事業につきましては、現在の通級指導学級、具体的には上高田の通級指導学級のお子さんを対象にするという形でございます。

渡邊委員

具体的に頻度とか、どの程度巡回するとか、ある程度の予定はあるのでしょうか。

副参事（学校教育担当）

巡回の頻度ですとか、それにつきましては、今後まず対象児童の決定ですとか、そういった中であわせて検討していきたいと考えてございます。

渡邊委員

ありがとうございました。

高木委員

このモデル事業につきましては、今ご説明があったように既に上高田の通級に通っている児童の中から取り出しをして、新井、江古田、江原の対象児童ということなので、実際上高田は30ぐらいの中から多分このエリアということだと、半分とか3分の1とか、わからないですけども、その中から確認がとれた、了解がとれたという形だと理解をしました。

この巡回指導に関しては、私の子どもも旧丸山小学校から旧沼袋小学校に通級をしていたのですが、朝保護者が送っていくのです。8時50分までに私が行くのですけれども、沼袋の踏切があかなくて仕事に遅刻しそうになったり、子どもも行くとその日はほぼほぼ行きになりますから、学校行事に出られなかったり、重複をした場合どちらを選ぶかなどがあったので、保護者や児童にとっては移動というロスがなくなって、非常によい試みだとは思っています。

ただ、このモデル事業に関して言うと、既に対象のお子さんだけが対象ということなので、例えば検証課題であったような指導開始・終了等手続というのは、実は今の流れだと検証しづらい。

例えば、既に行っているお子さんということは、教育センター等に行って、いろいろな検査とか、面接もやった結果、例えば通級しましょうみたいな話になっていると思うのですけれども、それがどういうふうになっていくのか。

各学校を回っていくということは、将来的にはそういったプロセスももうちょっと簡略化して、スムーズに各学校の中で特別支援教室を展開ということだと思っておりますけれども、手続をあまり軽々にしてしまうと、保護者の了解が表面的にはとれたと思っていたのだけども、実はとれていなかったとか、そういったいろいろな課題があるので、実際このモデル事業自体はこのとおりにやっていただきたいと思うのですけれども、私は運用に関しては非常に難しいといえますか、なかなか発達に関する障害に関しては、実は高校、大学、短大レベルでも親が受容していないケースというのがありますので、もちろん小学校低学年、中学年ぐらいですと、ほとんどの場合とってはおかしいのですけれども、親はうちの

子はそもそも障害はないと妄信してしまうケースは人情としてありますので、そのところをしっかりと検証していただいて、保護者の方や区民の方が十分に理解できるような方法という配慮をぜひお願いしたい。もちろんそのためにやるのだと思うのですが、お願いしたいと思います。

渡邊委員

このような形の通級による巡回指導ですが、これはほかの地区でやられているところは実際にあるのでしょうか。

副参事（学校教育担当）

東京都がモデル事業で、都内の23区では例えば目黒区ですとか、あと都下でも数区モデル事業ということで、東京都の事業として巡回指導を実施しているというところございまして、そういった自治体も平成28年度からの本格実施に向けて、各自治体も検討しているというところではあります。東京都のモデル事業として実施している自治体は、何自治体かございます。

渡邊委員

既にやっているところはない。

指導室長

平成26年度から本格的にモデル事業という形で実施をしています。

先ほど高木委員からもありましたように、非常に複雑な仕組みになりますので、対象のお子さんをどうやって絞り込むとか、どのような巡回方法でどういう指導が行った先での学校でできるか。

今までは来ていただいていますので、一応教室も整備されている中でやると。今度行くと、そこに同じような教室を全部つくるというわけにはいきませんので、その学校の状況にあわせてやり方も変わるでしょうし、本来個別だけではなく小集団の指導というのも指導内容としてはやっていきたいところがありますので、現在東京都では四つの地区がやっているのですが、その成果と課題もこちらで勉強しながら、中野区においてはどのような形でやるのが一番よいかということ、このモデル事業を通して探っていきたいと考えてございます。

渡邊委員

やったことがないと聞いて、やはり発達障害の子どもたちにいろいろと指導していくということに関すると、個別に対応がいい場合とよくない場合といろいろとあって、今指導

室長が言われたように、かなり複雑だと思っております。

実際に、1校だけで対処したら全てのケースが対応できるわけではないので、ほかのモデルを実施している地区と意見交換しながら、密に実施していく必要があるだろうと私も思っております。

それで、最後ですけれども、今通級で上高田のほうに通われている現在の全部の中から選ぶと言ったのですけれども、その対象の全体の数はどれぐらいですか。

副参事（学校教育担当）

今年度、上高田の通級指導学級には32名のお子さんが、さまざまな小学校から通われています。

小林委員長

一つ、ハード面というか、平成28年度に向けて全ての学校にこういった学級を置くということになっていくと思うのですが、その設備的な部分の見通しについてお話をいただければと思います。

副参事（学校教育担当）

全ての学校に設置ということでございますので、ただ各学校につきましては、なかなか場所の確保ということが大きな課題と考えてございます。

現在の小学校の3か所の通級指導学級、部屋が2部屋あったりとか、プレールームがあったりとか、そういったことがありますけれども、あくまでも通ってくるという前提で整備してございますが、平成28年度からの各小学校の設置につきましては、できればそういった形でよろしいかと思うのですけれども、なかなか場所の確保が難しいということがございますので、まずは一部屋を確保して、通ってくるお子さんの個別指導、小集団の指導ができる、そういった整備を行っていきたいと考えております。

小林委員長

この通級ですけれども、情緒障害に関して特化してと考えてよろしいでしょうか。

副参事（学校教育担当）

そのとおりでございます。

小林委員長

ほかによろしいでしょうか。

高木委員

今、各委員から指摘というか、ご意見が出ていますけれども、通級教室は非常に整備が

きちんとされていて部屋もありますし、教具もあると思うのですが、部屋ももちろん持っていきませんし、荷物も持って自転車で移動だと、非常に教員の負担が重いので、最低限のものでやっていくような形になると思うのです。

新井、江古田、江原といいますと、比較的江古田は今公務員住宅がなくなって、児童が減っているので教室はあるかなと。江原も少し教室が、探せばあるかなと思うのですが、新井はいっぱいいっぱい場所がないのではないかなとか。

あと、逆に先ほど通級の場合は通うデメリットというロスがないという話はしましたが、逆に言うと、同じ程度の学年の子が集まってくるので、ペアワークですとか、小グループワークがやりやすいというメリットがあったと思うのですが、これが各学校の中で通級教室になってくると、必ずしも近い学年がそろうとは限らないので、そのやり方が大分変わってくると思うのです。

ですから、今回のモデル事業に関しては、非常に大きな意味というか、トライアルだと思います。なので、ぜひいい形で私は特別支援教室をやっていたきたいと強く考えています。

なかなかインクルーシブと言っても、通常の授業の中でいろいろな課題があるお子さんを一緒に進めていくのは難しいというのがあるのですが、では難しいから特別支援教室に分けてしまうということではなくて、本もとの教室の中で発達に課題があるお子さんがしっかりとコミュニケーションができるように、そこがうまく連携して生きていくような特別支援教室に、ぜひしていただきたいと思っています。

教育長

今、いろいろご意見をいただいたり、最後の高木委員のご意見については十分受けとめていかなければいけないと思っているのですが、通級のお子さんも日常的には在籍校でほかのお友達と交流しながら学習をしていくということがありまして、担任の教員のスキルアップといいますか、指導力の向上というのも課題になっていますので、この事業については、部屋というかコーナーを整備したり、備品等もそろえるということと同時に、教員の指導力の向上ということからも、より効果のあるような授業にしていきたいと思っています。また保護者の理解も十分求めていかなければいけないし、一般の保護者全体に対してもこういう事業に取り組んでいくのだということを、ぜひPRを十分にしていきたいと思っています。

高木委員

重ね重ねの発言で申しわけないのですが、特別支援教育に関しては、保護者の方へのアンケートで毎回毎回きちんと学校あるいは教育委員会は周知しているのかというのが非常に低い値で、各学校さん頑張っているのですがなかなか伸びてこないのです。

ですから、今教育長から発言があったように、ぜひこれをきっかけという大変なのですが、区民の方、保護者の方、児童・生徒にきちんと特別支援教育の概念を理解していただくように、ぜひお願いしたいと思います。

小林委員長

ほかによろしいでしょうか。

(発言する者なし)

小林委員長

それでは、続きまして事務局報告事項の2番目「平成26年度体験学習選択制に伴う移動教室の実施について」の報告をお願いいたします。

副参事（学校教育担当）

それでは、今年度平成26年度の体験学習選択制に伴います移動教室の実施方法が決まりましたので、ご報告いたします。

今年度につきましては、12校で実施いたします。

実施場所と時期でございますけれども、実施場所は日光市、みなかみ町、片品村ということで、これは昨年と同様となっております。日光市につきましては6校、みなかみ町は4校、片品村は2校という形になってございます。

実施時期につきましては、お読み取りをいただければと思います。

報告は以上でございます。

小林委員長

それでは、この件に関して何か質問、ご意見ありましたら。

渡邊委員

こちらのほうは選択制ということで、昨年度から始まって自由に選べるということだったと思うのですが、見ると日光市、みなかみ町、片品村は昨年度と同じところであって、ほかに興味を示したとか、そういった意見とか、何かそういったものはあったのでしょうか。

副参事（学校教育担当）

委員ご指摘のように、昨年度から始まったということございまして、そのほかの場所

については特段の意見はございませんでした。

小林委員長

ほかによろしいでしょうか。

渡邊委員

昨年度この場所がうまくいったからだろうと思うのですがけれども、宿泊する宿なども同じところを使うことになっていますか。

副参事（学校教育担当）

昨年の実績を踏まえて、同じところを使ったりとかというところが、基本的なところになったということでございます。

小林委員長

昨年実施して、もし課題が何かあったら教えていただきたいと思います。

副参事（学校教育担当）

昨年初めてということで、昨年も事前に場所の選定ですとか実際の実地踏査ですとか、そういった安全性の確保を十分踏まえて、実施いたしました。

大きな課題ということはありませんでしたが、ただ場所によっては、例えば天候によってかなり状況が違うということもございました。昨年はございませんでしたが、そういったことも見据えて、今年度実施した上で天候等によって状況が変わるということであれば、そのこともさらに改善といいますか、検証してコースですとかそういったことも、場合によっては見直しが必要になるかと思っております。

小林委員長

ちょっと確認ですが、選択制でこれだけの学校が挙がっていますが、それ以外については既存の軽井沢少年自然の家を使って、全ての5、6年が何らかの形でこの移動教室を体験するというところでよろしいわけですね。

副参事（学校教育担当）

選択制でこの実施場所以外のところは、軽井沢のほうに行くということになってございます。

小林委員長

ほかによろしいでしょうか。

渡邊委員

対象の学年が5・6年生と6年生というような形に二つなっているのですがけれども、人

数の関係なのか教育的な配慮によってこういうものをしてしているのか、もう一度確認のためにご説明いただけますか。

副参事（学校教育担当）

委員ご指摘のように学校の生徒の規模ですとか、あとは学校の教育上の考え方、それに基つきまして5年生だけで行くのか、6年生だけで行くのかという形で各学校のほうで判断いただいて、このような形で実施しているというところでございます。

小林委員長

ほかによろしいでしょうか。

昨年度、最初ということで私どもも手分けをして実際に視察に行っていましたけれども、みなかみ町に関しては、例えば夜、実際に宿舎の外へ行ってホテルを觀賞したり、翌日は川魚のつかみ取りとか、今までにない非常にさまざまな体験ができたということで、子どもたちは明るく、非常に活発によい体験ができたと、私どもも実際に行ってみて、その成果を非常に感じました。

今年度、さらに実施するに当たっては、今担当からも天候の話がありましたけれども、安全面についてさらに配慮を重ねて、いい移動教室が実施できるようにお進めいただければと思います。

ほかに。

教育長

委員長にまとめていただいたのですけれども、昨年私も委員長と一緒にみなかみ町に行かせていただいたのですけれども、軽井沢でできなかった体験が、例えば川魚をとるですとか、それから軽井沢少年自然の家敷地内ではキャンプファイヤーができないのですけれども、それができるといことで、学校からは評価をいただいています、事前に教員が実地踏査をして現地の様子も調べているのですけれども、昨年天候によって急に雨が降ってくる中で、付き添いの教員が十分対応できなかったといことで、ちょっとヒヤッとする場面もあった学校もあったと聞いていますので、軽井沢はどちらにしても随分長いこと、各学校の教員がいろいろな形で調査をしていますけれども、十分安全の確認をするといことが本当に大事だと昨年の経験から感じているところにして、その辺についてことしも体験制を導入する学校については、十分その辺を注意喚起していきたいと思っています。

小林委員長

ありがとうございます。

ほかによろしいでしょうか。

(発言する者なし)

小林委員長

それでは続きまして、事務局報告の3番目「平成26年度海での体験事業の実施について」の報告をお願いいたします。

副参事（学校教育担当）

今年度平成26年度海での体験事業の実施につきましてご報告いたします。

この事業でございますけれども、海での体験を通じまして、ほかの学校ですとか、異なった学年との交流など多様で豊かな体験を重ねる中で、「生きる力」をはぐくむことを目的として実施するものでございます。今回で3回目となります。

対象につきましては、区内在住・在学の小学校5年生・6年生でございます。定員につきましては120名でございます。

5番目のところ、事業委託でございますけれども、(3)のところでございます。今回の事業者でございますけれども、日本水泳振興会というところに委託をして実施をする予定でございます。

事業内容でございますけれども、まず事前指導ということで、海合宿の前に中野中学校のプールを利用しまして、泳力の測定ですとか、仲間づくりを行います。そして、海合宿に向けての水泳指導を行うということを考えてございます。

海合宿につきましては2泊3日で、1回当たり40名程度を考えてございまして、3回に分けて実施するというところでございます。

実施場所につきましては、静岡県沼津市の大瀬の海水浴場でございます。

この海合宿の内容でございますけれども、持久泳ですとか、海における救急救命の基礎知識の講習、それとスノーケリングなどを実施します。

参加者負担につきましては、交通費、宿泊費等で2万円程度を考えてございます。

最後、事業日程でございますけれども、これから連休明けの5月7日から6月3日まで参加者を募集しまして、6月28日に保護者の説明会、事前指導を7月下旬に行いまして、海合宿はごらんのとおりの日程で実施するというところでございます。

報告は以上でございます。

小林委員長

それではただいまの報告につきまして、質問等ご発言がありましたらお願いいたします。

渡邊委員

昨年度に引き続き大瀬でやられるのですけれども、昨年度の実施は3回で、1回の募集は40名で、規模は一緒でしょうか。

副参事（学校教育担当）

昨年度は150名で募集をしまして、実際に参加したお子さんが95名でございました。同じく3回に分けて実施してございます。

渡邊委員

ここは私の完全な持論になるのですけれども、学校教育の中に、自分は教育の現場から違うのですけれども、教育を受けてきたものとして、課外活動授業というのは小学校の中で唯一思い出に残る授業と言っても過言ではない。

私自身も、変な話ですけれども受験生であったので、仙石原でしたか、林間学校というのに参加できなくて、卒業アルバムにそこに行った人たちの写真が載っていると。それが非常に、常に後悔というか、ここの中に僕が写っていないというのが非常にねたましく思っているところでもございます。

こういった事業、東北の大震災のときから臨海学校がなぜか危険なものだという、韓国の事故があって安全優先で、ここにも書いてあるのですが、児童の安全を最優先とする海での体験事業に何か違和感を感じるのです。安全を最優先するのは、実際ここに掲げることではなくて常識であって、教育の目的と違って、ちょっと違和感を感じるのですけれども、気持ちとしては安全を最優先しなければいけないということを強調していただくことはありがたい。

韓国の本当に痛ましい事故があって、そういうことがあってはならないと思っはいるのですが、こういった、東日本大震災のときにこの事故があって、それは危険なものだと認知されて廃止の方向にと、いろいろな時代の流れもただ受け入れざるを得ないのですが、それでなおかつこれをこういう形でやって150名、120名、100名と参加者が少ないからどんどん縮小して消え去っていつてしまうことを非常に懸念します。

やはり、150名やって95名しか集まらなかった、3分の2も集まらなかったなので、今度は3割減らして120名にしましょう。でも、きっとことしは80名しか集まらなかったから来年度は100名にしましょう。そうしたら50名しか集まらなかったなので、再来年度はやめましょうという、そういうケースになるのか。それとも集まらなかったから、一生懸命それを集める方法をやって、この事業を120名のところが定員がいっぱいになってしまった

ので、来年は 150 名にしましょうという、そういう方向でいていただきたいと。これはもう、個人的な意見なのですけれども、思っておりますので、ぜひ行きましょうというような案内を学校の中にも、「ありますよ」ではなくて「ぜひ行きましょう」という、そういう案内をしていただきたいと思っております。

副参事（学校教育担当）

おっしゃるとおりしっかり PR をして、この事業については本当にためになると、お子さんが本当に楽しくて、今後の生きる力を学べるのだということをしっかりアピールさせていただいて、参加者をもっとふやす努力をしていきたいと考えてございます。

参考ですけれども、一番最初の平成 24 年度につきましては、参加者 83 名。昨年度が 95 名と伸びてございます。

ただ、やはり 150 名との乖離がありましたので、定員については 120 名と縮小しましたが、今回につきましては、100 名を超えるように何とか努力をしていきたいと考えてございます。

渡邊委員

よろしくお願ひいたします。

小林委員長

ほかによろしいでしょうか。

今渡邊委員から出たように、各学校への普及啓発というのでしょうか、案内というか、これについてはぜひしっかりと行っていただければと思います。

それでは、ほかによろしければ、続きまして事務局報告事項の 4 番目「第 3 期次世代育成委員の委嘱について」の報告をお願いいたします。

子ども教育部副参事（子育て支援担当）

それでは「第 3 期次世代育成委員の委嘱について」、ご報告を申し上げます。

地域における子育て及び子育ての支援活動並びに家庭、地域及び学校の連携を推進することを目的とし、このたび第 3 期次世代育成委員を下記のとおり委嘱したところでございます。

まず「1. 根拠法規」でございます。「中野区次世代育成委員規則」、また「中野区次世代育成委員推薦会設置要綱」に基づいて行っております。

「2. 推薦会の開催」でございますが、平成 25 年 9 月 20 日から平成 26 年 3 月 3 日の間で実施をしております。

「3. 活動期間」でございます。平成26年4月1日から平成29年3月31日の3年間ということになっております。

「4. 主な活動内容」でございますが、「(1) 地区懇談会の事務局」を行ってまいります。また「(2) 青少年育成地区委員会の活動」。学校行事や地域行事への参加や協力を行っていただきます。

「(3) 児童館、キッズ・プラザ等の子ども関連施設の運営への参加」についても行っていただきます。

「(4) 要保護児童サポート会議への参加」もお願いをしております。要保護児童サポート会議につきましては、児童福祉法で設置されております児童の虐待防止や対応を目的とした会議となっております。

「(5) 学校支援ボランティア制度におけるコーディネーター」の役割も果たしていただく予定になっております。

「5. 委嘱委員」でございます。裏面でございますように、第3期次世代育成委員の一覧となっております。13の方が新任の委員となっております。

報告は以上でございます。

小林委員長

では、ただいまの報告につきまして質問等ご発言がありましたらお願いをいたします。

高木委員

素朴な疑問なのですが、この次世代育成委員推薦会というのは、次世代育成委員を推薦する会だと思うのですが、開催を見ると、半年弱の間に24回やっているのですけれども、そんなにやらないと推薦できないのですか。

大変だというのはわかるのですけれども24回も、これは延べですか。そこら辺をちょっと教えていただけますか。

子ども教育部副参事（子育て支援担当）

延べの回数でございます。

裏面にもございますように、エリアごとに中学校区の担当校区として推薦していただいておりますので、この推薦会で一度に何人か推薦をしていただくというような決定をすることもございますし、どこの校区ということで、お1人ずつというところのタイミングもございますので、合計で24回になったというところでございます。

高木委員

と言うことは、例えば担当校区ごとの会議をやったり、エリアごとの会議をやったり、全体の会議をやったりということで、延べ24回という理解でよろしいのでしょうか。

子ども教育部副参事（子育て支援担当）

結構でございます。

小林委員長

ほかによろしいでしょうか。

ここにキッズ・プラザ等の子ども関連施設への運営の参加とありますけれども、これはどの程度のことなのか、イメージが私自身もなかなか沸かないもので、ちょっと教えていただければと思うのです。

子ども教育部副参事（子育て支援担当）

特に児童館等の運営協議会等にも参加をしていただいておりますし、いろいろな行事の中でサポートしていただいたり、アドバイスをさせていただくということをやっております。

小林委員長

ありがとうございます。

ほかによろしいですか。

渡邊委員

中学校のPTAとかそういうことではなく、地域に暮らしている方ということによいかということと、例えば二中が3人、三中が2人、五中が3人、そして緑野中のところには欠員とかというような形で書いてあるのですけれども、ある程度この地区は何名ぐらいとか決まっているのか、その点二つを教えてくださいませんか。

子ども教育部副参事（子育て支援担当）

この担当校区で、エリアとしまして、中学校区ということになっておりますが、およそ小学校の校区ごとに推薦をしていただくということを目途にやっているところでございます。

そういった中では、この次世代育成委員の方が中心となって、PTAの方や、場合によっては、エリアの大きな4か所につきましては、民生委員の方等とも交流をしておりますので、その小さいところは小学校区から、大きいところはすこやか福祉センターのエリアという中で推薦もさせていただきますし、活動もその中でお願いをしているところでございます。

渡邊委員

委員は、現PTAだけではないということですね。

子ども教育部副参事（子育て支援担当）

PTAの方もいらっしゃいますが、ご卒業された方や、ほかの委員も兼ねてやっていらっしゃる方もいらっしゃいます。

渡邊委員

それと、人数に制限はないということですね。

子ども教育部副参事（子育て支援担当）

人数は一応この31名ということで、決定しております。

渡邊委員

推薦が50名あったら50名ということですか。

子ども教育部副参事（子育て支援担当）

それは、推薦はたくさんの方をお願いしていますが、推薦委員会の中でこの31名に、各校区ごとに絞っていきます。

渡邊委員

定員はなしということですか。

教育長

中学校区ごとに、定員はあるのではなかったでしたか。

子ども教育部副参事（子育て支援担当）

中学校区の通学区域ごとに、およそ2人から3人ということですか。

渡邊委員

ありがとうございます。

小林委員長

ほかに、この件についてよろしいですか。

それでは、そのほかに報告事項はありますかでしょうか。

副参事（子ども教育経営担当）

ございません。

小林委員長

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

ここで、傍聴の方に5月の教育委員会定例会の開会予定についてお知らせいたします。

5月の教育委員会定例会の開会予定は、議事日程表の裏面に記載のとおりです。後ほどお読み取りください。

これをもちまして、教育委員会第12回定例会を閉じます。

午前10時50分閉会